

令和 8 年 度
四日市市会計年度任用職員（フルタイム）
看護師 採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

- 募集職種……会計年度任用職員（フルタイム）看護師
- ◇採用後の主な業務内容…市立保育園・こども園における園児等の健康管理、保健指導
- 採用予定人数…1名程度
- ※採用予定人数については、今後の採用計画等の見直しにより変更することがあります。

2 採用予定日 令和9年1月1日

3 受験資格 次の要件をすべて満たす方が受験できます。

- ①昭和41年1月2日以降に生まれた人
- ②看護師または准看護師の免許を有する人（採用日までに取得見込みの方を含む。）
- ③地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- ④外国籍の人は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する人

4 試験日及び会場

試験日	令和8年11月8日（日） 午前9時から
会 場	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館7階 第1研修室

5 試験内容

※ 鉛筆（B又はHB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参すること。

試験科目	試験時間	内 容
事務能力基礎試験	50分	国語（日本語）及び数的処理能力についての筆記試験を行います。
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います。
面接試験	15分	人物及び職務に対する適応性等について総合評価

6 合格発表 令和8年11月下旬頃（予定）郵便にて本人に通知

※採用内定者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

7 受験手続

○ 提出書類（下記①～④）

① 受験申込書 1部

〔市規定用紙。3箇月以内に撮影の上半身・脱帽の写真（30×40mm・2カ所）を貼りつけること。〕

※学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。

② 封筒（長3型） 2通

（受験票、試験結果送付用。2通とも宛名を明記し、110円切手を貼ること。）

③ 看護師または准看護師の免許証の写し 1部（コピー）

※ 令和8年12月末日までに資格を所有する見込みの者は、資格取得見込証明書とする。

④子ども性暴力防止法施行にかかる「誓約書」1部

⑤【外国籍の人のみ】

在留資格を証する書類(住民票等)1部(個人番号情報は不要です)

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験および採用に関する事務以外の目的では使用しません。提出書類については返却しません。

○提出先

四日市市こども未来部保育幼稚園課

四日市市諏訪町2番2号(〒510-0085) 四日市市総合会館3階

○受付期間

令和8年9月17日(木)から令和8年10月28日(水)〔当日必着〕

※郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。持参の場合の受付は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします(祝日を除く)。

8 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

(1)期 間 合格発表日から1か月間

(2)場 所 四日市市こども未来部保育幼稚園課

(3)請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出る。

9 受験についての問い合わせ先

四日市市こども未来部保育幼稚園課 (電話)059-354-8173

■勤務条件(令和9年1月予定)

(1) 初任給 226,066円(金額は地域手当(9%)を含む)

☆前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限り)

☆諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.65月分)、退職手当などが支給されます。

☆民間給与との動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

(2) 勤務場所 各市立保育園・こども園

(3) 勤務時間等 午前8時30分から午後5時15分を基本とし、開所時間に応じて別に定めます。

(4) 休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。(ただし、年度途中採用の場合、採用1年目の年次有給休暇は、採用年度の任用日数に応じて算定した日数となります。)その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。

(5) 任用期間及び再度の任用

採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和9年3月31日)

(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和11年3月31日まで。)

(その後は選考による再度の任用あり。任用期間などについては上記と同様の扱いとする。ただし、地方公務員の定年年齢を超えての再度の任用はありません。)

■参考

地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

こどもと接する業務の従事者について

令和 8 年 1 2 月 2 5 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童福祉施設等の従業者のうちこどもの教育又は保育に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第 2 条第 7 項及び第 8 項を参照してください。

【参考条文】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）

（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからロまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終

わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に關する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。"

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。